

守谷市官民競争入札・民間競争入札制度
の実施に関する方針
(市場化テスト)

平成26年6月

守 谷 市

はじめに

日本国内の社会情勢は、リーマン・ショック及び平成23年3月に発生した東日本大震災という未曾有の大災害の発生以降、厳しい経済状況を歩んできました。

日本政府においては、内閣の経済政策として「アベノミクス」にて、デフレ経済からの脱却を目指すために目標を設定し、これが達成されるまでは日本銀行法改正も視野に、大胆な金融緩和措置を講じるなどの金融政策により、景気回復の兆しが見えてきました。

しかし、社会保障の面では、少子高齢化や医療の高度化などを一因とする医療費の増加によって、社会保障費が年々膨れ上がり、この社会保障費を補う目的で、平成26年度から消費税率が8%に引き上げられました。

このように依然として厳しい状況の中、市民が必要としている公共サービスを市が全て担うばかりでなく、民間でできることは民間に委ね、民間の創意と工夫を反映させることができる業務については、民間の得意分野を活かし、公共サービスの質の維持向上及び経費の節減を図ることが必要です。

これにより、平成18年7月に施行された「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(以下「公共サービス改革法」という。)により、「官民競争入札・民間競争入札制度」(市場化テスト)が整備されたことにより、本市は平成24年度から市立公民館における住民票等の諸証明書交付業務の民間委託を開始しました。

この業務の民間委託化により、質の維持向上と経費の節減において一定の評価を得ることができたことから、平成27年度からも継続して民間への委託を推進していくものであります。

この実施方針は、公共サービス改革法第8条の規定に基づいて作成しており、本市が「官民競争入札・民間競争入札制度」を導入・継続するに当たっての基本的な考え方を示すものです。

目 次

第1	官民競争入札・民間競争入札制度の概要	1
1	官民競争入札・民間競争入札制度	
2	公共サービス改革法で規定する地方自治体における官民競争入札制度等	
第2	導入により期待される効果	2
1	行政サービスの改善	
2	情報公開の推進	
3	官民協働の促進	
4	規制緩和の促進	
第3	導入に当たっての基本原則	3
1	サービスの質の確保の原則	
2	公平性の原則	
3	透明性の原則	
4	行政の責任堅持の原則	
第4	官民競争入札・民間競争入札実施業務の選定方法	4
1	業務選定の基本方針	
2	対象業務	
3	対象業務の見直し	
第5	業務の実施	5
1	第三者機関の設置	
2	官民競争入札と民間競争入札の選定	
3	実施要項の策定	
4	落札者の選定基準	
5	落札者の決定	
6	落札者に応じた事務事業の質の確保	
7	契約と議会の議決	
8	情報の公開	
9	事業の流れ	

第1 官民競争入札・民間競争入札制度の概要

1 官民競争入札・民間競争入札制度

官民競争入札・民間競争入札制度（以下「官民競争入札制度等」という。）とは、これまで「官」が実施してきた行政サービスについて、「官」と「民」が対等な立場で競争に参加し、質と価格の両面でもっとも優れたものが、そのサービスの提供を担っていこうとする制度であり、競争原理を導入して、コスト削減やサービス向上を図るものとされています。

2 公共サービス改革法で規定する地方自治体における官民競争入札制度等

公共サービス改革法では、法律で公務員が直接行うこととされている地方公共団体の業務について特例を設けることにより、民間事業者でも行えるようにしています。特例が適用される5業務「特定公共サービス」は、住民票の写し等の交付請求の受付及び引渡しなどの業務で、地方公共団体や民間事業者等の要望に基づき、この特定公共サービスを拡大していくことも想定されています。

公共サービス改革法では、特定公共サービスについて官民競争入札制度等を実施する場合は、入札の公正な実施の監理等を行う機関の設置や、契約を行う際に議会の議決を必要とするなどの手続規定が定められています。

※ 公共サービス改革法第34条「法律の特例」によるもの

特定公共サービス業務として、公務員が常駐しなくても民間委託が可能な窓口5業務を特例として規定されています。

- ① 戸籍謄抄本等の交付の請求の受付及び引渡し
- ② 納税証明書の交付の請求の受付及び引渡し
- ③ 住民票の写し等の交付の請求の受付及び引渡し
- ④ 戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及び引渡し
- ⑤ 印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡し

第2 導入により期待される効果

1 行政サービスの改善

官民競争入札制度等は、価格だけでなく、サービスを含めた両面で評価されることとなります。このことは、「官」が入札に参加する場合も同様で、これまでコスト意識が見落とされがちであった行政の事務においても、正確にコスト分析を行うことが不可欠となります。

法律により「官」が行わなければならない事務については、特にコスト意識が欠落しがちでしたが、官民競争入札制度等を導入することにより、行政の事務にかかるコストが明確になり、それに伴って改善点も明確化される効果が期待できるので、行政サービスの更なる改善を図ることができます。

2 情報公開の推進

官民競争入札制度等においては、実施に当たり、入札に必要な業務情報やコスト情報などを民間に公開することが義務付けられています。

これにより、これまでわかりにくかった行政事務の情報も広く一般に公開されることになり、結果として情報公開による行政運営の透明化を図ることができます。

3 官民協働の促進

官民競争入札制度等の考え方は、「民間でできることは民間に」の発想です。行政サービスを住民に提供するに当たり、「官」と「民」がそれぞれの長所や得意分野を活用し、役割や責任を分担することになるので、業務の効率化とともに官民協働の促進を図ることができます。

4 規制緩和の促進

法律の施行により、従来、「官」にしか認められなかった業務についても、民間に開放される可能性が示されました。

民間開放により効率性等が増すと判断した場合には、規制緩和を国に要望することにより、規制緩和が促進されるということも期待できます。

第3 導入に当たっての基本原則

1 サービスの質の確保の原則

守谷市は、定員適正化計画に基づく職員の削減や行政改革大綱で推進している民間委託など、さまざまな行財政改革を実施しています。これにより人員や財源などの経営資源を最大限効果的かつ効率的に活用することで、引き続き質の高い行政サービスを提供していくこととしています。

官民競争入札制度等の導入によって、単に価格のみを評価するのではなく、業務に対する姿勢や実施方法などを評価の対象とすることにより、市と民間のどちらが事業実施者となっても、公共サービスの質は確保されます。

2 公平性の原則

市と民間事業者での入札を実施する上で公平・公正な入札とするためには、適切な競争環境の構築が必要になります。その環境を構築するため、市は入札に必要な情報をきちんと公表しなければなりません。自らが必要と思う情報だけでなく、民間からの要求にも最大限応じ、また、第三者機関を経由することによって入札における公平性を確保します。

3 透明性の原則

行政が行っている業務の内容を市民に知ってもらい、官民競争入札制度等の導入が適切であることを理解してもらうため、対象事業の選定や入札の実施といった必要な情報を積極的に公開し、透明性の確保に努めます。

特に、対象事業の選定に当たっては、民間事業者や市民からの意見を広く求め、真に市民が必要とする行政サービスに役立てます。

4 行政の責任堅持の原則

官民競争入札制度等の導入により、公共サービスの実施者が民間事業者となっても、最終的な責任者が市であることに変わりはありません。

民間事業者が公共サービスの実施者となった場合であっても、公共サービスの提供水準や個人情報の取扱い等について、必要な指導・監督を徹底し行うことによって行政の責任を堅持します。

第4 官民競争入札・民間競争入札実施業務の選定方法

1 業務選定の基本方針

地方公共団体の業務は、法律によって「官」でなければ実施できない業務が多くありますが、公共サービス改革法によってその規制は緩和されつつあります。

市においては、特定公共サービス業務の民間委託をきっかけとして、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減が図れる業務を選定します。

引き続き、将来的に可能性のある業務については段階的に検討し、その際は、市民や民間事業者からの意見を聞きながら事業の選定を進めていきます。

2 対象業務

平成24年度から導入しました本制度による成果を勘案し、引き続き、今回対象とする業務については、公共サービス改革法第34条で規定している特定公共サービス5業務のうち4業務に係る交付請求の受付及び当該請求に係る証明書の引渡しを対象業務として選定します。対象業務は、次のとおりとします。

(1) 戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定に基づく次の戸籍謄本等の交付の請求の受付及び当該請求に係る戸籍謄本等の引渡し業務

- ① 戸籍謄本
- ② 戸籍抄本
- ③ 戸籍に記載した事項に関する証明書

(2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく次の証明書の交付の請求の受付及び当該請求に係る証明書の引渡し業務

- ① 世帯の一部の住民票の写し
- ② 世帯全員の住民票の写し
- ③ 住民票記載事項証明書
- ④ 軽自動車用住所証明書

(3) 住民基本台帳法の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及び当該請求に係る戸籍の附票の写しの引渡し業務

(4) 市長が作成する印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び当該請求に係る印鑑登録証明書の引渡し業務

3 対象業務の見直し

対象業務については、民間が実施する創意・工夫などを活かし、更なるサービスの向上に向けて、業務手法を検討することとします。

対象業務以外の業務については、時代の変化と多様化する市民ニーズに対応し、事業の方向性や民間委託の可能性を検証して、対象業務の見直しを行っていきます。

第5 業務の実施

1 第三者機関の設置

民間と行政の競争条件を公平に保ち、入札の透明性・中立性及び公正性を確保するため、平成23年度に「官民競争入札制度等」に対する第三者機関「守谷市官民競争入札等監理委員会」（以下「監理委員会」という。）を設置しました。

監理委員会については、条例で規定され、入札実施要項の審査、落札者の決定等、制度の実施に必要な事項について審議します。

2 官民競争入札と民間競争入札の選定

「官」の業務を「民」に委託しようとするとき、必ずしも「官」の参加が必要となるわけではありません。入札制度の実施に当たり、誰の目から見ても明らかに民間に事務事業を行わせることが有利である場合は、「官」は入札に参加せず、民間事業者同士による競争入札を行います。

事務事業に官民競争入札と民間競争入札のどちらを適用するかについても、市民の理解を得られるよう、実施方針や実施要項の中で明確にします。

3 実施要項の策定

実施方針において選定した事業ごとに、その詳細な内容や目標、委託期間、入札参加資格などを定めた実施要項を策定し、これを公表します。

実施要項についても、実施方針同様、「監理委員会」の議決を経て決定します。

4 落札者の選定基準

どのような基準を持って落札者とするか、その基準は官民競争入札制度等において非常に重要になります。選定基準は、監理委員会の議決を経て決定するものとし、透明性を確保するため実施要項に記載して公表します。

5 落札者の決定

落札者の決定に当たっては、価格だけでなく総合的な評価で行います。その評価の基準は、事務事業ごとに異なることも予想されますが、単に事務事業の効率化のみによって決定するのではなく、官民協働や雇用促進といった社会的な要素の観点からも評価して決定します。

6 落札者に応じた事務事業の質の確保

落札者が民間事業者となった場合、新しい業務に対する戸惑いなどが懸念されます。この場合は、必要とされるサービスの水準を契約書の中で明確にし、場合によっては、職員による指導・研修を実施するなどして、サービスの質や量が低下しないよう配慮します。

7 契約と議会の議決

官民競争入札によって民間事業者が落札者となった場合、契約には議会の議決が必要になります。

議会の議決を経ることで、公正な契約が確保されます。

8 情報の公開

官民競争入札制度等では、行政の透明性を確保する観点からもさまざまな情報の公開が義務付けられています。

入札の結果や落札者の決定に関する情報も、ホームページなどを通じて公開し透明性を確保します。

9 事業の流れ

